

長野労発安 1211 第 1 号

平成 29 年 12 月 11 日

一般社団法人 長野県経営者協会長 殿

長野労働局長

平成 30 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の
就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の適正な採用・就職活動の実施については、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 29 年 4 月 10 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年 5 月 11 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は平成 29 年度と同様の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、長野労働局としましても、平成 30 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、県内公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨についてご理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項についてご配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容についてご周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 安定所における取扱い

従前より安定所においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 30 年度の安定所における取扱いは、次のとおりとします。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 30 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 30 年 4 月 1 日以降に展示・公開します。

これに伴う、当該求人受理開始は、平成 30 年 2 月 1 日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日について説明をするとともに、安定所では 5 月 31 日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、了解を求めます。

(2) 安定所が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成 30 年 4 月 1 日以降とします。

(3) 安定所が主催する学生対象の就職面接会について

安定所が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催します。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 30 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではありませんが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとします。

2 公平・公正な採用の確保等

安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図ります。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること

- ③ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ④ 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること
- ⑤ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

長野労働局職業安定部職業安定課

TEL 026-226-0865

担当：小池（内線 2392）